

## 過労死・過労自殺の救済Q&amp;A [第3版]

## 目次

## 第1章 基礎知識

Q 1	過労死・過労自殺の意味と発生件数、認定状況	2
	〈図表 1〉 過去 5 年間の脳・心臓疾患の労災補償状況	4
	〈図表 2〉 過去 5 年間の精神障害の労災補償状況	5
Q 2	労災申請(1)——手続	6
	〈図表 3〉 被災者が民間労働者の場合の手続の流れ	7
	【書式 1】 遺族補償年金支給請求書	9
	【書式 2】 葬祭料請求書	11
Q 3	労災申請(2)——時効	13
Q 4	労災申請(3)——補償の内容	14
	〈図表 4〉 遺族補償の計算例	15
Q 5	労災申請(4)——労災申請と会社との関係	17
Q 6	労災申請(5)——申請に向けた資料の準備	19
	〈図表 5〉 労働時間を証明する資料例	20
	<b>コラム 1</b> いまだ膨大な過労死予備軍	20
Q 7	労災申請(6)——不服申立ての制度	21
	〈図表 6〉 審査請求の流れ	22
	<b>コラム 2</b> 過労死・過労自殺の遺児たち	23
Q 8	労災の対象者	24
Q 9	労災の対象(1)——海外赴任中の過労死	28
Q 10	労災の対象(2)——自宅で倒れた場合や退職後の発症の場合	29
Q 11	公務員の過労死等の認定手続	31
	〈図表 7〉 被災者が地方公務員の場合の手続の流れ	32
	〈図表 8〉 被災者が国家公務員の場合の手続の流れ	33

## 第2章 過労死の認定基準

Q12	認定基準の令和3年改正	36
Q13	過労死の認定基準の基本的な考え方	39
Q14	過労死の認定基準(1)——「長期間の過重業務」	43
	【書式3】 時間外労働時間計算表	46
Q15	過労死ラインに近い時間外労働	47
Q16	一定の労働時間以外の負荷要因	50
Q17	過労死の認定基準(2)——「短期間の過重業務」	54
	コラム3 「過労死を考える家族の会」	56
Q18	過労死の認定基準(3)——「異常な出来事」	57
Q19	副業・兼業と認定基準	59
Q20	過労死の認定についての裁判所の判断基準	62

## 第3章 過労自殺の認定基準

Q21	過労自殺の認定基準(1)——基本的な考え方	68
	〈図表9〉 NIOSH 職業性ストレスモデル	69
Q22	過労自殺の認定基準(2)——「ストレス-脆弱性」理論	70
	〈図表10〉 精神障害の成因の概念図	71
Q23	過労自殺の認定基準(3)——認定基準の要件と判断手順	72
	〈図表11〉 「自殺」の取扱い	73
	〈図表12〉 精神障害の労災認定フローチャート	74
Q24	対象となる精神障害と発病の判断	75
	〈図表13〉 ICD-10第V章「精神および行動の障害」分類表	75
	〈図表14〉 ICD-10診断ガイドライン記載のうつ病の症状	78

Q25	業務による心理的負荷の評価の判断(1)——判断の仕組みと手順	81
Q26	業務による心理的負荷の評価の判断(2)——長時間労働の位置づけ	83
	〈図表15〉月までしか特定できなかった場合	85
	〈図表16〉恒常的長時間労働確認表	86
Q27	業務による心理的負荷の評価の判断(3)——ハラスメントの位置づけ	87
Q28	業務による心理的負荷の評価の判断(4)——複数出来事の評価	90
	〈図表17〉関連しない出来事が複数生じた場合	90
Q29	業務以外の心理的負荷および個体側要因の評価	91
	<b>コラム4</b> 過労自殺の労災申請は冰山の一角	93
Q30	精神障害の発病後における悪化の業務起因性	94
Q31	過労自殺の労災認定へ向けての事実調査の進め方	95
Q32	災害的な出来事による精神障害・自殺	100
Q33	認定基準において業務上と判断される具体例①	102
Q34	認定基準において業務上と判断される具体例②	104
Q35	認定基準において業務上と判断される具体例③	106
Q36	認定基準において業務上と判断される具体例④	108
Q37	認定基準の問題点と裁判所の判断基準	109

## 第4章 こんなケースも 過労死、過労自殺

Q38	病名がわからなくとも過労死と認定される	112
Q39	喘息による死亡、てんかんによる死亡も労災認定されることがある	113
Q40	重い基礎疾病があった場合	115
Q41	事業場外労働や裁量労働制の場合でも時間外労働は認められ	

るか、テレワークだとどうなるか	117
Q42 サービス残業・持ち帰り残業はどのように立証すればよいか	119
Q43 営業に伴う接待は労働時間に含まれるか	122
Q44 通勤時間は労働時間に含まれるか	125
<b>コラム5</b> リモートワークの危険性	126
Q45 出張業務はどのように配慮されるのか	127
Q46 会社が自主的活動とみなしている QC サークル等の扱い	130
Q47 深夜交替制労働はどのように評価されるのか	132
Q48 重い筋肉労働による急性心不全は過労死になるか	134
Q49 医師の過労死・過労自殺	136
Q50 運転業務の負担の過重性は明らかにされている	141
Q51 短期間の過重業務による過労死とは	144
Q52 過労状態におけるアクシデントも過労死の原因となる	146
Q53 救命・治療の機会が奪われた場合でも労災認定される	148
Q54 酒・タバコ等の有害因子があっても労災認定される	150
〈図表18〉 脳疾患のリスクファクター	151
〈図表19〉 虚血性心疾患のリスクファクター	151
Q55 二つの会社で兼業している場合	153
Q56 うつ病にり患したあとに心臓疾患を発病した場合	155
Q57 脳内出血を発症したのちに自殺をした場合	157
<b>コラム6</b> 過労死・過労自殺の多い職種	159

## 第5章 企業責任の追及

Q58 企業責任を追及する意義	162
Q59 損害賠償を請求するための法律上の要件	164
Q60 損害賠償の相手方(1)——一般の場合	166
Q61 損害賠償の相手方(2)——派遣・請負の場合	168

Q62 損害賠償の内容	169
〈図表20〉 死亡した場合の逸失利益額計算例	169
Q63 損害賠償請求の内容と労災保険給付との調整	171
Q64 損害賠償請求の消滅時効	173
〈図表21〉 民法改正による時効関係の改正	174
Q65 労災申請と企業責任追及の順序	175
Q66 損害額が減額になる場合の裁判での評価	177
Q67 過労自殺における企業賠償責任	181
<b>コラム7</b> 過労死等が複数の事業場で認められた企業名が一定の条件の下に公表	184

## 資料編

〔資料1〕 血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び 虚血性心疾患等の認定基準	186
〔資料2〕 血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び 虚血性心疾患等の認定基準に係る運用上の留意点	199
〔資料3〕 心理的負荷による精神障害の認定基準	210
〔資料4〕 心理的負荷による精神障害の認定基準の運用等	233
〔資料5〕 心理的負荷による精神障害の認定基準の改正に係る運用上 の留意点	240
〔資料6〕 過労死等防止対策推進法	244
〔資料7〕 事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起 因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針	247
〔資料8〕 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関 するガイドライン	259
◆その他の参照通達等	262
●執筆者一覧●	263